

令和 7 年 6 月 1 7 日

第 1 0 3 回安来市議会定例会

(令和 6 年・令和 7 年)

6 月定例会議議案

(その 2)



## 第103回安来市議会定例会・6月定例会議案（その2）目次

議第83号 安来市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び安来市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について

同第2号 井尻財産区管理会財産区管理委員の選任について



議第 8 3 号

安来市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び安来市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について

安来市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び安来市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 1 7 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び安来市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(安来市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 安来市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成16年安来市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

(安来市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 安来市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成19年安来市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

同第 2 号

井尻財産区管理会財産区管理委員の選任について

井尻財産区管理会財産区管理委員は、令和 7 年 7 月 2 日任期が満了するため、次の者を選任したいので、井尻財産区管理会条例（平成 1 6 年安来市条例第 2 3 3 号）第 3 条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 1 7 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

井尻財産区管理会財産区管理委員

| 住 所 | 氏 名     | 生 年 月 日 |
|-----|---------|---------|
|     | 西 谷 良 夫 |         |
|     | 秋 間 康 志 |         |
|     | 長 尾 浩 之 |         |
|     | 角 田 展 敏 |         |
|     | 戸 崎 英 数 |         |
|     | 赤 名 雄 行 |         |
|     | 山 岡 和 徳 |         |

